

お知らせ



大阪市国民健康被保険者の方へ 令和6年度保健事業のお知らせ

● 特定健診

40歳以上の方(年度内に40歳になる方を含む)を対象に、高血圧や糖尿病などの生活習慣病予防に向けて実施しています。受診料は無料です。対象の方には4月末頃に緑色の封筒で「受診券」を送付しています。

● 1日人間ドック

30歳以上の方を対象に実施しています。
40歳以上の方が受診する場合は、特定健診の「受診券」が必要です。

受診料	30～39歳の方	14,000円
	40～74歳の方	10,000円
	昭和34年1月～35年3月・ 昭和44年1月～45年3月・ 昭和54年1月～55年3月・ 昭和59年1月～60年3月 生まれの方	無料

● 健康づくり支援事業

18歳以上の方を対象に実施しています。メディカルチェック、体力測定、運動指導などを行います。受診料は3,100円です。

詳しくは大阪市ホームページまたは、「受診券」に同封する「国保健診ガイド」(区役所の窓口でも配布)をご覧ください。ご自身の健康管理のため、年度に1回健診を受けましょう。

問合せ 区 窓口サービス課(保険年金:保険)
☎ 6647-9956 ☎ 6633-8270
※問合せ可能日・時間
月～木、第4日:9時～17時30分/金:9時～19時

■ 健診内容・健診場所について

問合せ 区 保健福祉課(保健)
☎ 6647-9882 ☎ 6644-1937
※問合せ可能日・時間 平日:9時～17時30分

■ 1日人間ドック・ 健康づくり支援事業について

問合せ 大阪市福祉局生活福祉部保険年金課
保健事業グループ
☎ 6208-9876
※問合せ可能日・時間 平日:9時～17時30分

区役所での人権相談について **無料**

人権擁護委員による特設人権相談所を開設します。悩みごと・困りごとがありましたら、お気軽にご相談ください。(秘密厳守)



日時 5月17日(金)13時30分～16時

場所 区役所6階 601会議室

問合せ 大阪法務局、大阪第一人権擁護委員協議会
☎ 6942-1489 ☎ 6943-7406

後期高齢者医療制度の 保険料率改定について

令和6年度・7年度の後期高齢者医療制度の保険料率が改定されました。国による医療保険制度改革の影響などにより、被保険者均等割額は57,172円、所得割率は11.75%となります。また、保険料の年間限度額が80万円となりました。**ただし、令和6年度の保険料については、激変緩和措置があります。**(※年間限度額については、生年月日が**昭和24年3月31日以前**または障害認定により資格取得した方は**73万円**・所得割率については、**賦課のもととなる所得金額が58万円以下**の方は**軽減用の所得割率10.94%**を適用します)

また、世帯の所得が一定基準以下の場合、均等割額が軽減されます。

決定した保険料額については、7月にお知らせします。

問合せ 区 窓口サービス課(保険年金:保険)
☎ 6647-9956 ☎ 6633-8270
※問合せ可能日・時間
月～木、第4日:9時～17時30分/金:9時～19時

視覚障がいのある世帯主の方に、 点字文書を同封します

視覚障がいのある世帯主の方に、国民健康保険料決定通知書に記載の保険料年額や月額などの主な内容を点字文書にして同封します。ご希望の方は、下記まで電話でお申し込みください。

【申込時にお聞きする事項】・住所・氏名・生年月日
一度お申し込みいただければ、毎年のお申し込みは不要です。なお、転居などによる世帯主の変更や居住区の変更がある場合は、再度お申し込みください。

問合せ 区 窓口サービス課(保険年金:保険)
☎ 6647-9956 ☎ 6633-8270
※問合せ可能日・時間
月～木、第4日:9時～17時30分/金:9時～19時

児童手当申請のご案内 ～「所得上限限度額」以上の所得により 受給資格が消滅した方へ～

「所得上限限度額」以上の所得により受給資格が消滅(却下)となり、現在児童手当を受給していない中学校修了までのお子さんを養育している方について、今年度所得が「所得上限限度額」未滿となる場合は、認定請求関係書類をご提出ください。

大阪市行政オンラインシステムでも申請を受け付けています。支給要件に該当する場合、令和6年6月分の手当から認定となります。

提出方法 郵送、区役所3階32番窓口に参加、大阪市行政オンラインシステム

提出期限 5月31日(金)

※6月以降に申請した場合、手当を受給できない月が発生する可能性がございますのでご注意ください。

詳しくは
こちら→



問合せ 区 保健福祉課(子育て支援)
☎ 6647-9895 ☎ 6644-1937

浪速区基幹相談支援センターの 運営事業者が変わりました

令和6年4月から、浪速区基幹相談支援センターの運営事業者が変わりました。

基幹相談支援センターでは、障がいがある方やその家族などからの相談に応じて、福祉サービスの利用援助、社会資源の活用、ピアカウンセリング、権利擁護のために必要な援助、専門機関などの情報提供などを行うことにより、地域における生活を支援します。また、障がい者虐待に関する通報届出の受理や、障がいを理由とする差別に関する相談に応じます。

連絡先 浪速西2-11-6 ☎ 6563-9230

問合せ 区 保健福祉課(障がい者支援)
☎ 6647-9897 ☎ 6644-1937

子育て中のカラスに注意!

カラスは高い木の枝に巣を作り、5～6月頃にヒナを育てます。子育て時期の親ガラスは、巣に近づいた人に威嚇行動をとることがあります。威嚇はおどし行動で実際に突くことはまれですが、巣やヒナには近づかず、あわてずその場から離れましょう。

ヒナが飛ぶ練習をして地面に落下する場合がありますが、ケガをしているわけではなく、近くで親ガラスが見守っているの、そのままにしてヒナには近づかないようにしましょう。

カラスを増やさないために

- ・ゴミを出す時間を厳守し、生ゴミを屋外に放置しないようにしましょう!
- ・ペットの残り餌、庭木の落果実は放置せず、速やかに片付けましょう!



問合せ 区 保健福祉課(保健)
☎ 6647-9973

詳しくは
こちら→



健康



美姿勢・美ウォークレッスン **要予約**

ザビエル先生による、ウォーキングや芯のある美しい健康な体づくりの講座。今回は荷物の持ち方など、実生活に役立つ楽しいレッスンです。

日時 《午前のコース》全金曜日
5月24日・6月21日・7月26日
10時30分～11時30分
《夜間のコース》全水曜日
5月15日・6月12日・7月17日19時～20時

場所 浪速区民センター ホール

対象 どなたでも **定員** 20名

費用 1回1,000円(保険代込)
3回セット2,500円(保険代込)

準備 汗をふくタオル、運動しやすい服装、飲み物

講師 (一社)日本カルチャー協会認定講師
フランスコ・ザビエルギゼン

申込 5月13日(月)まで区民センターで受付
(電話、FAX)

問合せ (一財)大阪市コミュニティ協会浪速区支部協議会
☎ 6568-4040 ☎ 6568-3171

